

新たな大都市制度 “しずおか型特別自治市”

特別自治市で
パワーアップ!

特別自治市

新たな
大都市制度
”しずおか型
特別自治市”に
注目じゃ!

出世大名
家康くん

©浜松市

地方分権
改革を
リードする

“しずおか型 特別自治市”

近年、市民の皆さんの暮らしを支える地方自治体として、政令指定都市(大都市)のあり方を変えようという機運が全国で高まっています。

浜松市も、静岡県、静岡市とともに新たな大都市制度を研究してきましたが、平成25年10月には、道州制を視野に入れた新たな大都市制度の姿“しずおか型特別自治市”制度の骨子を3者でまとめました。

浜松市が考える“しずおか型特別自治市”とは？

一言で言うと「究極の自立モデル」

県の行政サービスも税金も市に集約することで、地域のことは市が自ら決められるようになる、新たな大都市制度です。

現在の政令市では…



市民

行政サービスが県と市に分かれていて、わかりにくいし面倒

政令市

県
(道州)

“しずおか型特別自治市”になると



市民

行政サービスは全て市が行うからわかりやすいし便利!!

特別自治市

連携・調整

県
(道州)

“しずおか型特別自治市”になると変わること

- 行政サービスの手続きや相談が、全て市の窓口で完結します。
- 地域の政策が市に集約され、総合的かつ迅速な行政が可能となります。また、重複・類似の公共施設や行政サービスの再編などが進みます。
- 行政サービス(受益)と地方税(負担)が一元化することで、シンプルな形となり、市民の皆さんにとってわかりやすく納得感ある行政となります。



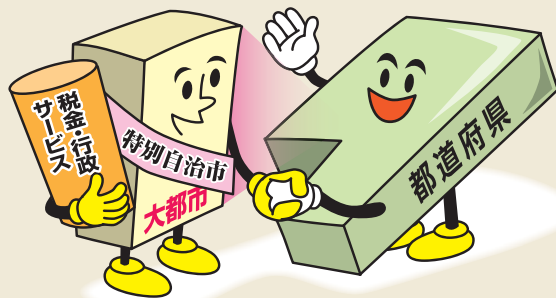
©浜松市

“しずおか型特別自治市”



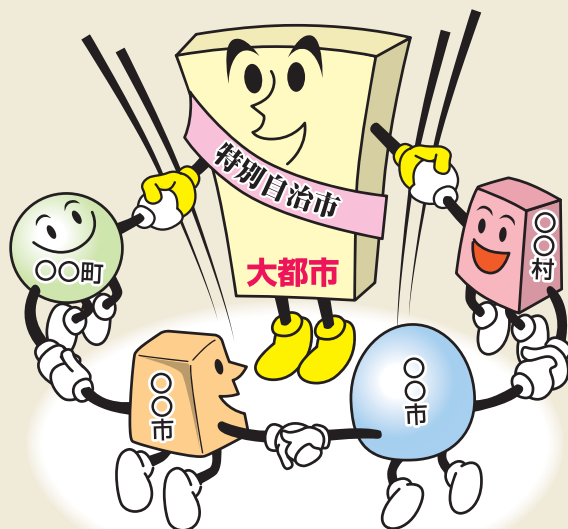
Q 特別自治市と県との関係は
どうなるの？

A 特別自治市は「県からの独立」だと言われることがありますが“しずおか型特別自治市”では、犯罪捜査など広域で行うほうが効果的・効率的なものについて、特別自治市の地域も引き続き県が処理します。それ以外も、必要に応じて、県と特別自治市が政策や財政の面で引き続き連携します。



Q 大都市が特別自治市になったら、
周りの市町村はどうなるの？

A “しずおか型特別自治市”は、大都市と近隣市町村からなる地域全体の発展を一番に考えた制度です。地域の核である大都市が特別自治市となってパワーアップし、行政水準の向上や市民の暮らし・経済活動に一層合った政策が可能となることで、地域全体のさらなる活性化と発展を実現できます。



Q 「都構想」とは、何が違うの？

A 都と特別自治市は、ともに県と大都市の二重行政を解消するという点で共通しています。一方、都は市を解体して仕事や財源を県に吸収する「集権」の改革なのに対し、特別自治市は県の仕事や財源を市に移して独立性を高める「分権」の改革という違いがあります。



©浜松市

“しずおか型特別自治市”の実現に向けて

“しずおか型特別自治市”の法制化に向け、県や静岡市と連携しつつ、次のような取り組みを進めます。

特別自治市制度の 情報発信

あらゆる機会をとらえて情報を発信し、市民の皆さんのご理解を求めるとともに、全国にアピールします。

全国ナンバー1の 権限移譲などを推進

分権全国一の静岡県にあって、一層の事務権限移譲を進めるとともに、新たな財源措置について検討します。

県、静岡市、近隣市町 との連携を推進

県や静岡市、近隣市町との連携を一層進めることで、地域の行政課題の解決に積極的に取り組み、地域全体の発展を目指します。

“しずおか型特別自治市”の 実現を目指して



浜松市は、平成19年4月に全国で16番目となる政令指定都市への移行を実現し、市立小中学校の教員の人事や県道の管理など、たくさんの仕事を県に代わって市が行うようになりました。しかし県との関係において、あくまで県の中に市があるという図式は変わっておらず、県と市の「二重行政」の問題等は依然として残っています。また、人口減少や社会経済状況の変化など全ての地方自治体が直面する課題への対応や、地域の活力アップに向けた取組が求められております。

こうした中、県庁所在地でなく、都市部とともに農山村や過疎地域等を含むなど広域性と多様性を有する「国土縮図型」政令指定都市である浜松市が、自立した持続可能な都市経営に成功すれば、やる気と実力のある市町村にとっての先行モデルになると考えております。その具体的な取組の一つとして、お金(税金)と仕事(行政サービス)の両面で、県から完全に独立することで、県との二重行政を解消し、地域のことを地域が自ら決めることが可能となる、地方分権の究極の形“しずおか型特別自治市”の実現を目指します。

その道のりは、決して平坦なものではないと思いますが、果敢に挑戦していきますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

浜松市長 鈴木康友



皆様からのご意見やご感想をお待ちしています。

お問い合わせ先

Tel. (053) 457-2086

Fax. (053) 457-2248

E-mail: shiteitoshi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

編集・発行：平成26年3月 浜松市企画調整部企画課



©浜松市